

**長野県告示第637号**

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定します。

令和5年12月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地の区域（形質変更時要届出区域）
上田市富士山字窪峠2416番10の一部
- 2 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン

水大気環境課

長野県須坂建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和5年12月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年12月11日

長野県須坂建設事務所長 野々口 敬一

- 1 路 線 名 豊野南志賀公園線
- 2 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字上奥山田字返目3015番の2地先から
上高井郡高山村大字上奥山田字返目2957番地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和5年12月11日

道路管理課